

平成23年5月臨時会会議録

平成23年5月17日 火曜日 午前10時00分開会

蒲 生 光 男 議 長 安 部 隆 副議長

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番	赤 間 泰 広	議 員	2 番	梅 津 善 之	議 員
3 番	江 口 忠 博	議 員	4 番	今 泉 春 江	議 員
5 番	小 関 秀 一	議 員	6 番	竹 田 博 一	議 員
7 番	我 妻 昇	議 員	8 番	大 道 寺 信	議 員
9 番	町 田 義 昭	議 員	1 0 番	佐 々 木 謙 二	議 員
1 1 番	安 部 隆	議 員	1 2 番	渋 谷 佐 輔	議 員
1 3 番	高 橋 孝 夫	議 員	1 4 番	大 沼 久	議 員
1 5 番	小 関 勝 助	議 員	1 6 番	蒲 生 光 男	議 員

欠 席 議 員 (0 名)

+

説 明 の た め 出 席 し た 者

内 谷 重 治	市 長	新 野 潔	副 市 長
飯 澤 常 雄	総務課長兼選挙管	平 英 一	財 政 課 長
遠 藤 健 司	理委員会事務局長	松 木 英 司	税 務 課 長
宇津木 正 紀	企 画 調 整 課 長	松 木 幸 嗣	健 康 課 長
小 泉 良 一	市 民 課 長	種 村 正 一	子 育 て 支 援 課 長
梅 津 和 士	福 祉 生 活 あ ん し ん 課 長	大 滝 昌 利	教 育 長
那 須 宗 一	市 民 相 談 セ ン タ ー 所 長	齋 藤 理 喜 夫	商 工 振 興 課 長
平 正 行	農 林 課 長	松 木 茂	建 設 課 長
浅 野 敏 明	観 光 振 興 課 長	鈴 木 要 一 郎	上 下 水 道 課 長
鈴 木 一 則	ま ち ・ 住 ま い 整 備 課 長	中 井 晃	文 化 生 涯 学 習 課 長
佐 藤 孝 博	管 理 課 長	高 橋 徹	勤 労 セ ン タ ー 所 長
	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長		

事務局職員出席者

松本 弘 議会事務局長 寒河江 新一 補 佐
鈴木 和夫 議事調査係長 高橋 由美 主 任

議事日程

平成23年5月17日 火曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
 日程第 2 議長の選挙
 日程第 3 議席の指定
 日程第 4 会議録署名議員の指名
 日程第 5 会期の決定
 日程第 6 副議長の選挙
 日程第 7 常任委員会委員の選任について
 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
 日程第 9 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長井市一般会計補正予算第1号）（質疑、討論、表決）
 日程第10 議案第49号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（ 〃 ）
 日程第11 議案第50号 平成23年度長井市一般会計補正予算第2号（ 〃 ）
 日程第12 議案第51号 長井市監査委員の選任について（表決）
 日程第13 置賜広域行政事務組合議会議員の選任について
 日程第14 西置賜行政組合議会議員の選挙
 日程第15 置賜広域病院組合議会議員の選挙

+

+

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

臨時議長の紹介

○松本 弘議会事務局長 おはようございます。
議会事務局長の松本でございます。

本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、渋谷佐輔議員が年長の議員でありますので、渋谷佐輔議員に臨時議長の職務をお願い申し上げます。

渋谷佐輔議員、議長席にご着席ください。

(渋谷佐輔議員議長席に着席)

○渋谷佐輔臨時議長 おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました渋谷佐輔でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

開 会

○渋谷佐輔臨時議長 ただいまから平成23年第3回市議会臨時会を開会いたします。

開 議

○渋谷佐輔臨時議長 本日の会議に、欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。

ここで、本日の本会議運営について、臨時議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫臨時議会運営委員長。

(高橋孝夫臨時議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫臨時議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、本日9時から臨時議会運営委員会を開催をし協議をいたしましたので、その結果をご報告をいたします。

まず、日程第1、仮議席の指定であります。臨時議長から仮議席を指定をしていただきます。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙の後に、日程第3、議席の指定であります。会議規則第4条第1項の規定により、議長から議席を指定していただきます。

次に、日程第4、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長から3名の議事録署名議員を指名していただきます。

次に、日程第5、会期の決定については、本臨時会の会期を本日1日とすることについて議長から諮っていただきます。

次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

次に、日程第7、常任委員会委員の選任について及び日程第8、議会運営委員会委員の選任については、会派代表者会で内定をした結果に基づいて、委員会条例第8条第1項の規定により議長から各委員を指名していただきます。各委員の選任の後、会議を休憩し、各委員会の正副委員長を互選をしていただき、会議再開後に議長から各正副委員長互選の結果を報告していただきます。

次に、日程第9、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成23年度長井市一般会計補正予算第1号の1件を議題といたしまして、市長から提案説明を受け、質疑、討論、表決を行っていただきます。

次に、議長から委員会付託を省略し、全員に

よる審議を諮っていただき、決定の後、日程第10、議案第49号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11、議案第50号 平成23年度長井市一般会計補正予算第2号の2件を一括議題といたしまして、市長からは提案説明を、所管課長からは概要説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行っていただきます。

次に、日程第12、議案第51号 長井市監査委員の選任についての1件について市長から提案説明を受け、本案は人事案件でありますので申し合わせにのっとり質疑と討論を省略をし、直ちに表決を行っていただきます。

次に、日程第13、置賜広域行政事務組合議会議員の選任についてから日程第15、置賜広域病院組合議会議員の選挙までについては1件ごとに選挙を行っていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます、報告といたします。

+ ○**渋谷佐輔臨時議長** それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○**渋谷佐輔臨時議長** 日程第1、仮議席の指定であります。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○**渋谷佐輔臨時議長** 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

14番、高橋孝夫議員。

○**14番 高橋孝夫議員** この際、動議を提出をいたします。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行い、指名者を私にさせていただきたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

(「賛成」の声あり)

○**渋谷佐輔臨時議長** ただいま高橋孝夫議員から、議長選挙の方法については指名推選によることとし、高橋孝夫議員を指名者とするについて動議が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔臨時議長** ご異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は指名推選とし、高橋孝夫議員を指名者とするの動議は可決されました。

14番、高橋孝夫議員。

○**14番 高橋孝夫議員** 議長には、蒲生光男議員を最適任と認め、ご指名をいたします。

○**渋谷佐輔臨時議長** ただいま高橋孝夫議員から、蒲生光男議員を議長にとの指名がございましたが、蒲生光男議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔臨時議長** ご異議なしと認めます。よって、蒲生光男議員が議長に当選されました。

当選されました蒲生光男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で臨時議長の職務は終わりました。

ここで議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議長就任のあいさつ

(蒲生光男議長登壇)

○蒲生光男議長 ただいまは議長という重責を担わせていただくことになりまして、ご推挙を賜りました議会の皆様方に心から御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

既に前任期において議会の議員の皆様方の議会活性化に向けた意向を調査してございますので、それらを踏まえ、議会活性化に向けさらに大きく一步を踏み出してまいりたい、このように考えております。

具体的には、議会報告会の開催あるいは6月議会を提案議会と位置づけて、自由闊達なご質疑を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

間もなく開会されます6月定例議会に向けては、このたび5名の新人議員が当選をされ、自由闊達な、しかも新人議員として政治理念や思いや、あるいはまた目標などについて大いに議論を交わしていただきたい、このように考えております。

さきの3月11日の東北地方太平洋沖地震においては1万5,000人を超える死者を出し、いまだ1万人に上る行方不明者がございます。さらには、12万人に上る避難者の生活に対しましては本当に心を痛めておりますし、一日も早い復興とご冥福をお祈りする次第でございます。

長井市の防災計画についても、ここへ来て見直しをしなければいけないのではないかという議論もございますが、ぜひそういう観点から、長井市の安心安全のまちづくりに向けたご提案をいただければ幸いというふうに考えております。

私も一生懸命努力をしてみまいりますので、議

会の皆様方及び当局の皆様方のお力添えを賜りますように心からお願いを申し上げ、ごあいさつと御礼にかえさせていただきます。このたびはどうもありがとうございました。

日程第3 議席の指定

○蒲生光男議長 それでは、会議を続行いたします。

日程第3、議席の指定であります。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○松本 弘議会事務局長 それでは、朗読いたします。

1番 赤 間 泰 広 議員

2番 梅 津 善 之 議員

3番 江 口 忠 博 議員

4番 今 泉 春 江 議員

5番 小 関 秀 一 議員

6番 竹 田 博 一 議員

7番 我 妻 昇 議員

8番 大道寺 信 議員

9番 町 田 義 昭 議員

10番 佐々木 謙 二 議員

11番 安 部 隆 議員

12番 渋 谷 佐 輔 議員

13番 高 橋 孝 夫 議員

14番 大 沼 久 議員

15番 小 関 勝 助 議員

16番 蒲 生 光 男 議員

以上でございます。

○蒲生光男議長 新しい議席への移動をお願いいたします。

+

日程第4 会議録署名議員の指名

○蒲生光男議長 次に、日程第4、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

1番 赤間 泰 広 議員

2番 梅津 善之 議員

3番 江口 忠博 議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

日程第5 会期の決定

○蒲生光男議長 次に、日程第5、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙

○蒲生光男議長 次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 この際、動議を提出をいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行い、指名者を私にさせていただきたいと思っておりますので、お諮りをお願いをいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ただいま高橋孝夫議員から、副議長の選挙の方法については指名推選によることとし、高橋孝夫議員を指名者とするについて動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選とし、高橋孝夫議員を指名者とするこの動議は可決されました。

13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 副議長には、安部 隆議員を最適任と認め、ご指名をいたします。

○蒲生光男議長 ただいま高橋孝夫議員から、安部 隆議員を副議長にとの指名がありましたが、安部 隆議員を副議長の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、安部 隆議員が副議長に当選されました。

当選されました安部 隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長のごあいさつをお願いいたします。

副議長就任のあいさつ

（安部 隆副議長登壇）

○安部 隆副議長 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員各位のご推挙によりまして

本市議会の副議長に選ばれましたことに対しまして、まことに光栄の至りと心から御礼と感謝を申し上げる次第であります。

また、同時に、この責任の重大性に身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才でありまして、副議長のこの大役を十分に果たせるのかなというような心配もございますが、幸いにいたしまして議長につかれました蒲生議員は人格、そして識見が卓越した方でありまして、そういった面では私もひとつ安心をしているところでございます。そういう中で、議長の後につきながらこの長井市議会の円滑、公平な議会運営をこなしてまいりたい、このように誠心誠意努力をしてまいりたい、このように思っております次第であります。

どうか議員各位の皆様におかれましては、これまで同様、温かなご支援と、そしてご理解を賜りますよう、心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

簡単ではありますが、一言就任のあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

日程第7 常任委員会委員の選任について

○蒲生光男議長 次に、日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてご指名いたします。

総務常任委員、5番、小関秀一議員、6番、竹田博一議員、7番、我妻 昇議員、11番、安部 隆議員、12番、渋谷佐輔議員、14番、大沼 久議員、15番、小関勝助議員、16番、蒲生光男であります。

文教常任委員、1番、赤間 泰広議員、2番、梅津善之議員、3番、江口忠博議員、4番、今泉春江議員、8番、大道寺 信議員、9番、町田義昭議員、10番、佐々木謙二議員、13番、高橋孝夫議員、以上でございます。

厚生常任委員、4番、今泉春江議員、5番、小関秀一議員、8番、大道寺 信議員、10番、佐々木謙二議員、11番、安部 隆議員、12番、渋谷佐輔議員、13番、高橋孝夫議員、16番、蒲生光男、以上です。

産業・建設常任委員、1番、赤間 泰広議員、2番、梅津善之議員、3番、江口忠博議員、6番、竹田博一議員、7番、我妻 昇議員、9番、町田義昭議員、14番、大沼 久議員、15番、小関勝助議員、以上であります。

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○蒲生光男議長 次に、日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてご指名いたします。

議会運営委員会委員、5番、小関秀一議員、6番、竹田博一議員、8番、大道寺 信議員、11番、安部 隆議員、12番、渋谷佐輔議員、13番、高橋孝夫議員、以上であります。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時41分 再開

+

○蒲生光男議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果報告

○蒲生光男議長 この際、申し上げます。各委員会より、次のとおり正副委員長の互選結果の報告がありましたので、お知らせいたします。

総務常任委員長	我妻 昇	議員
副委員長	竹田 博一	議員
文教常任委員長	高橋 孝夫	議員
副委員長	江口 忠博	議員
厚生常任委員長	大道寺 信	議員
副委員長	小関 秀一	議員
産業・建設常任委員長	小関 勝助	議員
副委員長	赤間 泰広	議員
議会運営委員長	渋谷 佐輔	議員
副委員長	大道寺 信	議員

以上の方々が選任されました。

日程第9 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長井市一般会計補正予算第1号）

○蒲生光男議長 次に、日程第9、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長井市一般会計補正予算第1号）1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 報告第2号 専決処分の承認を

求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度長井市一般会計補正予算第1号について専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に939万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,439万5,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による東日本大震災対策事業費に関し、4月1日から5月16日までの避難所に要する経費など、所要の補正を行ったものでございます。

また、この補正の財源といたしまして、前年度繰越金939万5,000円を計上いたすものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 このたびのこの補正予算第1号の関係ですが、今ほど市長からは4月1日から5月16日までの間の避難所に要する経費だというお話がありましたけれども、そのことはわかりました。

具体的には、どういう内容を想定をされてこの補正予算が組まれたのかについてまずお聞かせをいただきたいことが一つです。

それともう一つは、これは4月1日の専決処分というふうになるわけですがけれども、今日までどのようなこの事業展開がされてきたのか、予算の執行状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

3つ目は、この補正の財源はすべてこのたびは繰越金ということになってるわけですがけれども、今回のような自然災害あるいは大震災など

ということになるわけですが、こういう場合の対策事業を展開をするという際の財源というのは、すべてこのおのおのの自治体が賄っていくということになるのか。そうでないということであれば、どういう制度があって、その基本となるものがどういうことなのかについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○蒲生光男議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 高橋議員のご質問にお答えいたします。

専決処分の内容等について、どのような内容かということですが、1点目につきましてはそれぞれ22年度の補正で430万円ほどでしたか、避難者受け入れあるいは直接的には長井市の対応などもありましたけども、そういった部分のところ今後も続くであろうという前提に立ちまして、おおむね4月から6月まで3カ月間相当の一応積み上げを内々にしておりました。最終的に5月臨時議会ということで、当日の予定日程が入っておりましたので、およそ半分ぐらいの日程でというようなことで、それぞれ経費につきまして半分の経費を計上させていただいて、専決をさせていただいたということでございます。

特に時間外職員、避難者支援あるいは被災地への派遣などもその段階では想定されましたので、極力盛れるものは盛っておくというような形で考えたところでございます。

それから、対策本部付の職員の賃金ですとか、あるいはそれぞれ各所管のところで積み上げさせていただいている部分がございます。避難所の経費だけにとどまらず、避難者受け入れの小学生、中学生の就学費用あるいは児童センターの入所児童支援など、そういったところの業務に対応する経費をあまねく盛らせていただいたということでございます。

それから、執行の状況でございますが、その後の展開で少し変わってきております。4月の

10日以前、第1週目あたりの段階においては、県の方の想定などももっと県内の方に避難者が来るであろうというような想定がございました。長井市といたしましては、勤労センターそれから生涯学習プラザ、向山荘、この3施設を公設の避難所として設営をいたしまして受け入れをしておりました。その後、県からの要請などもありまして、公設の避難所の拡大というようなことで各地区公民館、全部で200人ぐらいの想定があるわけですが、そういったところの避難施設も対応できるようにというようなことで、4月の第1週目あたりのところでは考えておりました。

その後いろいろ事情、情勢の変化などもございまして、避難者についてはピーク時からだんだん減少している傾向にございます。直接的には、避難者受け入れ支援本部、市民課長が本部長についておりますけども、数の方については市民課長の方からご答弁いただければありがたいと思っておりますけども、簡単に申し上げますと当初想定しておった人数よりもかなり少ない人数で対応が推移しているということがございます。

そういったところで、執行経費については第1号の部分のところをまだ最終的につかんではおりませんけども、思ったほど出ていないのかなというふうに考えております。

ただ、その後いろいろさまざま各所管のところ、避難者の支援ということでさまざまな施策を展開させていただきました。そういったところで、一部予算的にスピードを要するものなどもありましたし、そういった意味では執行段階でいろいろ当初盛った予定の額、あるいは想定した内容とは少し異なる部分の執行などもあるということは事実でございます。状況に関しては、以上でございます。

財源については、財政課長なりから答弁いただければというふうに思います。以上です。

○蒲生光男議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 財源についてお答えいたします。

この1号の専決分については、繰越金を全額財源としてございます。この時点で国なり被災県に請求していいという話は出てはおったんですけども、それぞれのどの項目が該当するかというのがまだ詳しい額が来ておりませんものですから、1号分については全額繰越金を充当しております。

繰越金の見込みでございますが、平成21年度から22年度に繰り越した一般財源がございますけれども、全額を22年度で消化してございませんで、少し残っておりますものですから、1,400万円ぐらいだったかと思っておりますけれども、十分財源として充当できると判断したものでございます。

これからこの次に2号補正が予定してございますけれども、その分については国の方から示された算式で一応見込める分は国から県を通して交付されるわけでございますけれども、県の負担金として若干の計上はしております。以上です。

○蒲生光男議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 総務課長から紹介ありましたとおり、避難者支援本部長として避難者の数についてご報告させていただきます。

最も多かった日が3月30日の水曜日でした。この日は、市内にこちらで把握している避難者の方が232名いらっしゃいました。内訳としては、生涯学習プラザ18人、勤労センターが38人、それから向山荘7人、それから雇用促進住宅などが55人と、その他民間の施設とか個人宅の方に避難された方ということで、合計がこのときは232名でございました。

市の方に被災者証の発行申請があった方、徐々にふえてきまして、現在359人の方に被災者証を発行しております。このほかに、福島県の南相馬市から避難されてこられた雲雀ヶ丘病

院の入院患者の方は含まれておりません。また、小学校に祖父母のところに子供だけがいらっしゃる方もいると伺ってますが、そういう方は含まれておりません。あくまで市の本部の方に被災者証の発行を申請された方が359人という数でございます。

現在でございますが、全員で165人でございます。

県別、市別でちょっと簡単に説明させていただきますと、宮城県の方は10名、それから南相馬市の方が103名、南相馬市以外の福島県の方が52名、全部で165名の方が長井市内に避難されていらっしゃるという状況でございます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 わかりました。

それで総務課長と財政課長にお伺いしたいのですが、3月の定例会の最終のころに、宮城県から300名ほど受け入れるという話などがあって、その準備だというふうに私も理解をするわけですが、その話というのは一体どうなるんでしょうかというか、実際ござってないわけですが、その見通しについてわかる範囲でお聞かせをいただきたいのが一つです。

それから、財政課長にお伺いしますが、こういう震災というのは余りなくて、いわゆる財源の求め方、国が負担をするということになるんでしょうけれども、その中身というのはなかなか私どももわかりにくいところがあります。資料で説明いただければ一番いいのですが、あれば後で示していただいて、現状でどの程度こういうものは該当するのだというわかる範囲でお聞かせをいただければ大変ありがたいということです。よろしくお願いします。

○蒲生光男議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 避難所の、特に宮城県からの被災者の受け入れの部分であります。これに関しては、今、市民課長、支援本部長から答弁がありましたように、宮城県からは現在165

名中10名というようなことで、大部分が福島、それも例の原発問題計画避難区域ですとか、さまざまな区域設定のある自治体のところからの避難者が主になっております。

県の方でも、市町村長会議あるいは県の危機管理担当の課長会議等々に情報を提供いただいているわけでございますけれども、恐らく新たな避難の部分での対応が出てくるのは宮城の方ではないのではないかなというふうに思います。当然マスコミ、新聞報道等でもご案内のことと思いますが、がれき撤去それから仮設住宅、この2つが大きな命題となっておりますけれども、それぞれやはり被災に遭われた方の思いといたしまして、自分の生まれ育った地をなるべく離れたくない、近くでというようなことになりますと、当初想定しておったいわゆる県境を越えて山形県内への大量の避難民の流入というようなことはないのではないかなというふうに思います。

○蒲生光男議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えします。

被災者救助ということで、山形県の方から要請があった分について求償できるということになってございます。災害救助法に基づきまして、福島県の方で作成した「避難者受け入れ等経費負担算出様式」、こういったもので今回2号補正の方は算出しております。

中身でございますけれども、収容施設供与費、避難所の開設費になります。それから学用品の給与費、子供らの扶助費に当たるものでございます。それから埋葬費、これは火葬場の使用料でございます。これらをこのたびは県負担金として2号補正の方で財源としております。以上です。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

9番、町田義昭議員。

○9番 町田義昭議員 災害対策に関して質問させていただきますけれども、今、勤労センターには全然いなくなったと。全体的にいなくなった

わけでありまして、しかしながらその残骸が今残っているというのが勤労センターの状況でないかなと思います。と申しますのは、毛布等が大分、新しいんだか古いんだか私はわかりませんが、見た目には古そうです。そういう市民からの援助、品物が休憩室に山になっておる。それが果たしてどういう経路で集められたのかということを一つと、それが今使われているのか、今後また使われるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○蒲生光男議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 勤労センターの毛布の件についてお答え申し上げます。

勤労センターに今保管している毛布については、相当宮城県からも300人以上の避難される方が来られるかもしれないという、受け入れる方向で毛布を準備したものです。あの毛布につきましては、米沢市の生活クラブさんを通して静岡県の方から長井市の方にいただいた毛布でございます。長井市だけでなく、3回ぐらいに分かれて静岡県の方からいただきまして、川西町とか、あと南陽市とか一緒にいただいたというお話を伺っております。

まだ地場産業振興センターから借りてきている畳もありますので、まとめて返却したり備蓄したりという方向で今考えているところでございまして、当初の宮城県の300人という方はいらっしゃらないので、活用方法をこれから検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○蒲生光男議長 9番、町田義昭議員。

○9番 町田義昭議員 今後活用方法を考えるというんですけれども、新しいものか古いものかというものに関しては課長はちょっと答えませんでしたけれども、古いもののような気がするんですよね。何か私から見れば、もう廃品に見えてしまう。あれをどっかに備蓄しておくというように考えているのか、あれは要らないも

のになってしまった場合には処分をするのか、その点について再度質問したいと思います。

○蒲生光男議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 お答え漏れしまして申しわけございませんでした。

毛布につきましては、新品ではない毛布なんですけど、クリーニングされてきれいなものというふうに理解しております。

活用方法については、これからの災害に備えて備蓄するのか、それともほかに活用方法があるのか、今お答えできるような具体的なことでまだ至ってないので、これから検討させていただきたいというふうにお答えさせていただきたいと思います。

○蒲生光男議長 9番、町田義昭議員。

○9番 町田義昭議員 いずれにしても、あそこずっと置いておくというのは非常に見た目も私はよくないような気がするんです。ただ、場所的に保管場所が見当たらないとかいろんなことがあると思いますので、あそこは休憩のフロアというようなことで困らんをする場所というようなことで、きれいなものが山になってるといいんですけども、そうでないものが山になっておりますので、いま少し辛抱してくださいというようなことを市民にも申し上げたりしますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○蒲生光男議長 7番、我妻 昇議員。

○7番 我妻 昇議員 細かい話で申しわけないんですが、火葬場の斎場の火葬業務委託料で50万8,000円ほど増額になっておりますけれども、これは不幸にして被災地で亡くなられた方を受け入れられたんだと思いますが、何体ぐらいのご遺体を受け入れられたのか。そして、ご遺族から無料で受けたのか、それとも幾らかいただいたものなのか。

また、今後とも考え得ることなんでしょうか。まだまだ被災地では埋葬に苦勞していらっしゃる

のかどうかその現状はわかりませんが、今後受け入れるということがあるのかどうか、その辺のことをお聞かせください。

○蒲生光男議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 火葬についてお答え申し上げます。

長井市で火葬を受け入れまして被災地の支援を行ったわけですが、全部で18体の火葬を執行いたしました。県別では、すべて宮城県です。22年度分が6体、4月以降23年度分が12体ということで、全部で18体でございます。

料金についてはすべて無料で、いただいております。

なお、長井仏教会からご協力いただきましてお経を上げていただきまして、これもすべて無料ということでボランティアでしていただきまして、大変遺族の方には感謝されていることを報告させていただきたいというふうに思います。

県内の状況を見ましても、かなり火葬件数が少なくなっております。長井市の方でも4月11日が最後の執行でしたので、今後はまず長井市では県外からの火葬の受け入れはないものだというふうに考えておるところでございます。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 災害の受け入れ等について、予算とは少しかけ離れますが、市内に被災をされておる方で子供さん、特に幼稚園、小学生、中学生等の人数について報告がなかったわけですが、私、農協の農政対策協議会の立場で春先、入学当時、米飯用の弁当を差上げたときには、私の記憶では小中学生、当時15人ほど被災の子供さんがおられるというふうな話を聞かせていただいた記憶がございます。その後、子供さんの動きについてお聞かせを願いたいことと、特にこういう大災害において子供さん方の心のケアというか、その後の入学されてから約1カ月ちょっと経つわけですので、遠く離れ

たこういう地に来られて、安心して生活をしたり学習をできるような環境ができておるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○蒲生光男議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 小関秀一議員のご質問にお答えします。

現在、小学生が18名、中学生2名、合わせて20名、長井市内の小中学校に通学をしています。

受け入れるタイプがありまして、一つはきちんと定住するという場合には普通の転入学の手続をします。今回の場合には区域外就学ということで、向こうの教育委員会と協議をしながら進めてきました。一時的な就学という感じになります。

もう一つのタイプが聴講というのがあるんですけども、今現在長井市内の小中学生は全部区域外就学という取り扱いをしています。

心のケアということも非常に問題になるわけですが、ほかの県の様子なんかを見ると、福島県からだということもあったというようなことも聞いていますので、各受け入れている小中学校の方では対応の仕方、これも県の方からもマニュアル来ていますので、その言葉がけなり、また対応の仕方、これについては十分教職員間でも話をし、また子供たちにも話をして指導しているという状況ですけども、基本的にはやっぱり普通に扱うということが大事なんじゃないかなということで、校長会等でも話をしているところです。以上です。

○蒲生光男議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 教育長の説明で大分安心させていただいたわけですが、今後とも子供らの暮らし等々、学習の環境を整えていただくことを希望申し上げますとともに、例えば具体的に学習の教材とかさまざま季節が変われば着るものなり体育のウエアなりとか、例えばですがそういう今後の支援の具体的なその予算が必要な場合も、あわせて適宜に対応していただくよ

うに希望申し上げます。意見であります。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し討論を行います。ご意見ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し採決いたします。

報告第2号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

委員会付託の省略について

○蒲生光男議長 お諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第10 議案第49号 長井市
国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第11 議案第50号 平成2
3年度長井市一般会計補正予算第2
号

○蒲生光男議長 それでは日程第10、議案第49号
長井市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定について及び日程第11、議案第50号
平成23年度長井市一般会計補正予算第2号の
2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第49号 長井市国民健康保
険税条例の一部を改正する条例の制定について
ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い所要の
改正をいたすものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税
の基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51
万円に、後期高齢者支援金と課税額に係る課税
限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税
額に係る課税限度額を10万円から12万円に引き
上げるものでございます。

次に、議案第50号 平成23年度長井市一般会
計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、
予算の総額に2,371万9,000円を追加いたしまし
て、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億5,811
万4,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして
多賀城市から地震によって崩壊し、あるいは今
にも崩壊しそうで危険な状況にあるブロック塀
等の撤去について支援要請がありましたので、
長井商工会議所に撤去業務を委託いたします。

多賀城市がれき撤去支援業務委託料1,000万
円を含めました東日本大震災対策事業費に
1,430万8,000円、避難者受け入れ支援事業費
700万円、市営スキー場管理運営事業費174万
8,000円などを追加いたすものでございます。

また、これらの補正の財源といたしまして、
東日本大震災に係る避難者受け入れ等経費県負
担金707万6,000円、山形県緊急雇用創出事業臨
時特例基金事業費県補助金700万円、前年度繰
越金789万5,000円などを計上いたすものでござ

います。よろしくご審議賜りますようお願い申
し上げます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課
長がご説明いたします。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

ここで、議案第49号に係る概要の説明を求め
ます。

松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 議案第49号 長井市国民健
康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いてご説明申し上げます。

お手元の議案第49号を2枚めくっていただき
まして、最後のページをごらんいただきたいと
思います。

それでは、議案第49号資料、長井市国民健康
保険税条例の改正要旨でご説明申し上げます。
読み上げさせていただきます。

医療費が増嵩し、課税総額が増加していく中
にあって、将来的な中・低所得者層の負担軽減
及び協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の課税
限度額108万7,000円とのバランスを図る観点か
ら、次のとおり長井市国民健康保険税条例の改
正を行うものであります。

長井市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について。地方税法施行令の改正に
基づき、1、課税限度額の引き上げを行うもの
でございます。

条例第3条、第22条関係についてご説明申し
上げます。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度
額を、現行50万円から1万円引き上げて51万円
に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度
額を現行13万円から1万円引き上げて14万円に、
介護納付金課税額に係る課税限度額を現行10万
円から2万円引き上げて12万円といたすもので
あります。

(注)の部分であります。この改正につき
ましては、平成23年度以後の国民健康保険税か

ら適用するものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 次に、議案第50号に係る概要の説明を求めます。

平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 議案第50号 平成23年度長井市一般会計補正予算第2号の概要についてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、東日本大震災対策の経費など急を要する経費についてが主な内容でございます。

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,371万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億5,811万4,000円といたすものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、14款1項県負担金は、東日本大震災に係る避難者受入等経費負担金707万6,000円を計上いたしております。この負担金は、災害救助法に基づき福島県で作成した避難者受け入れ等経費負担金算出様式で算出した額で、内容は先ほどもお話ししましたように収容施設供与費、学用品の給与費、埋葬費でありまして、山形県を通して国の方に求償するものでございます。

2項県補助金は、山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金700万円を計上いたしております。これは長井市に避難してこられている方などを市の臨時職員として雇用するもので、3名分を見込んでおります。

18款1項繰越金は、前年度繰越金789万5,000円を計上しております。

19款4項雑入では、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済災害共済金174万8,000円を計上いたしております。

5ページになりますが、歳出についてご説明申し上げます。

まず、2款1項総務管理費で多賀城市のがれき撤去支援業務委託料1,000万円、それと避難者に対する扶助費381万3,000円などを主な内容とする東日本大震災対策事業費1,430万8,000円と、緊急雇用で臨時職員を雇い上げる経費700万円を計上し、1目一般管理費合計で2,130万8,000円を計上いたしております。

次に、6款1項農業費につきましては、市内の農産物等の安全を確保するため、空気中の放射線量や水道水、農産物の検査を実施するための農産物安全安心対策事業費として36万4,000円を計上いたしております。

7款1項商工費につきましては予算の組み替えでございますが、雪害により破損したあやめ公園、つつじ公園の木の橋でございますが、これを緊急に修繕するため、フラワー都市交流事業費から事業費68万2,000円を修繕料の方に組み替えるものでございます。

6ページをお開き願います。10款1項教育総務費では、私立幼稚園就園奨励費補助金29万9,000円を追加いたしております。これは平成22年度補助金申請におきまして申請額に誤りがあり、補助金が不足していたものを基準に合致した額として補てんするものでございます。この対象者は7名でございます。

次に、10款5項保健体育費は道照寺平コミュニティセンターの屋根が雪害で破損したものを緊急に修理するため、174万8,000円を計上いたすものであります。なお、この財源は歳入の雑入で同額を計上いたしました共済金を充てるものでございます。

以上が平成23年度一般会計補正予算第2号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 概要の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行い

+

ます。

まず、日程第10、議案第49号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

7番、我妻 昇議員。

○7番 我妻 昇議員 ただいまの説明を聞いて、私ちょっと勘違いしておりましたので確認させてください。

さきの3月議会で17%の増額が決まったわけですが、それとは全く関係なく、あくまでも地方税の改正での今回の改正ということによろしいんですよね。確認だけさせてください。

○蒲生光男議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 我妻議員のご質問にお答えします。

今ご質問のとおりでございまして、法定限度額の改正というふうにご理解いただきたいと思います。

+ ○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 3月に審議をされたということですが、私、初めてですので確認をさせていただきます。

この改正が今議会に提案をされ、条例が新しく制定された場合、適用については議案第49号資料の一番下、(注)の平成23年度以降の国民健康保険税から適用するというふうにならざることを注意書きをなさっているということでもあります。つまり、既に5月に入って本日の議会で改正がなされた場合、健康保険税を4月にさかのぼって基準を定めて徴収をされるのかどうか、なお再度確認をさせていただきます。

○蒲生光男議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税の賦課期日は4月1日でございまして、今、一生懸命申告相談とか確定申告の処理、整備を終わりました、ことしの住民税

やらさまざまな保険料等について積算、ほぼ固まりましたけれども、国民健康保険税は7月の15日ごろに市民の方々に発送いたすわけでございますので、この限度額の改正も23年分からこのようになりますということでございます。

したがいまして、来年また限度額が改正になれば臨時議会等で議員の皆様にご審議いただくというふうなことになるわけでございます。

○蒲生光男議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 税額の請求については、健康保険については7月15日に市民の方々に請求をされるというふうなことは理解をしますが、基準日が4月1日には変わらないわけですね、ほかの税金とともども。

今回の議会で改正をしたからといって、4月1日までさかのぼって市民の方々に請求するというのは私はどうも理解できないんですが、市民の方にどういうふうな周知をなされて、理解をしていただきながら納めていただくのかが見えないわけです。説明をいただきたいと思えます。

○蒲生光男議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税のルールについてご説明、どういうふうに答えたらよいのかちょっと迷うところですが、平成23年度の国民健康保険税を算出する際に限度額をこのように定めますという改正があって、今、一生懸命算出しているわけですが、今まで50万円だったものがことしの算出の際は51万円を限度額として算出するという施行令の改正があった。それだけのことなんでございますが、つけ足させていただきますと、要するに国の方からそのように指示があった、そういう法改正があったということですので、県内の各自治体では既に専決処分をされた自治体もありますし、長井市の場合は議会軽視にならないようにということで臨時議会等を開催し、議員の方々に報告をしてご承認をいた

だいているというふうなことでございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 説明というか、流れについては理解できることもあるわけですが、つまり今いみじくも説明をいただいたように、ほかの市町村は専決でもう既に決めて議会なり市民の方々には4月1日から適用するんだよというふうなことで進んでおられる自治体と、当長井市のようにきょうまさに……。

(「違う」の声あり)

○5番 小関秀一議員 違うの。いや、私、わからないので、その基準日をどういうふうに設定するのが、議会さ上がってきて改正をすることによっていつからその基準日を適用するのかというのが理解できないんです。

○蒲生光男議長 もう一度、わかりやすいように税務課長の方から説明してください。

松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 議会閉会后、直接来ていただいて、ご丁寧にご説明申し上げた方がスムーズにご理解いただけるのかなと思うわけですが、あえて今途中で高橋孝夫議員からの発言もありましたけれども、本日伺っているというのは、たまにこういう例があるわけです。国では限度額をこのように定めた。この限度額というのは、超えてはならないという限度額なわけです。決して、計算しますと国保税が100万円にも200万円にもなる方がいるわけですが、そういうふうな方であってもこの合計した77万円以上徴収してはならないという、考え方を変えますとそういう限度額の定めでもある。中には市長に対し、限度額、国で上げたけれどもそう上げないで、前の限度額でやれないのかというふうなご質問は中にあるかと思いますが、これは国の指示に従ってこの施行令の改正に基づいて改正していただくというのが通例といいますか、常識的な流れかと思います。

なお、冒頭に申し上げましたが、国保については少し複雑な面もございますので、ぜひ税務課の方においでいただければと思います。よろしく願いいたします。

○蒲生光男議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 この課税限度額の引き上げということなんですけども、今、松木課長からもお話あったように国の方で50万円から51万円というこういう、それで今まで73万円だったものが77万円になるということなんですけども、確かに国の方で課税限度額がこういうふうになりましたんですけども、これはするということなんですけども、しなければならぬということではないんじゃないでしょうか。ですから、今ちょっとお話にもあったようにある市町村ではこの限度額以下の市町村で決めてるところもあるんですよ。国保税も17%、3月議会で上がるということも決まっておりますし、やはりここで限度額もまた上げればそこに係る方もまた上がるわけですから、幾らでも負担を減らしていただければというのが私の考えでございます。意見を申し上げます。

○蒲生光男議長 答弁は要りませんか。いいですか。

○4番 今泉春江議員 お願いします。

○蒲生光男議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 今泉議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、ちょっと今議会に向けて勉強してみましたところ、確かに法定限度額まで徴収していない自治体もございます。千葉県印旛郡と申しますか、成田市とか佐原市とか佐倉市でしたか、四街道とかあの辺について、やはり財政力のしっかりしているといえますか、だんなしな自治体はそこまで上げていないというふうなところもあるようでございますが、山形県内におきましてはもちろんのこと、長井市の現在の財政状況では国の指示に従いまして引

き上げさせていただく。このことが中・低所得者層の軽減にもつながるといふふうなことでご提案をお願いいたしたところでございますので、どうかよろしくご承認賜りたいと存じます。以上でございます。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第50号 平成23年度長井市一般会計補正予算第2号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

11番、安部 隆議員。

○11番 安部 隆議員 お聞きしたいと思えますけれども、5ページの東日本大震災事業費としまして、先ほどの説明で多賀城市がれき撤去委託料というようなことで、市長のお話ではブロック等のものを処理するというようなことで商工会議所をメインにして委託をする、こういうような話でございますけれども、これはこの期限が1年間なのか、それから量的にはどの程度なのか、その辺についてちょっと詳しくお聞きをしたいと思えます。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

このたびのこの多賀城市へのブロック塀等の撤去の支援でございますけれども、きっかけといたしましては長井市の長井商工会議所建設部会の方から、あるいは長井市上下水道協同組合の方から、何らかの形で宮城県の被災地への支

援をしたい、ボランティアをしたいというふうなお話ございました。しかし、受け入れをしていただくには我々業者では難しいので、行政の方から依頼してもらえないかというお話がきっかけでございました。

いろいろ調査をして、特に石巻とか多賀城あたりを支援しようということをいろいろ検討したんですが、結果として多賀城市の方といろいろ連絡をとりまして、現場に建設業の皆さんが行かれて、道路等のいわゆるがれきの撤去については国の責任において行くと。しかし、なかなか業者さんの方の数が限られておりまして、手をつけられない部分が実は多賀城市の市内の中に多数あると。それが住宅地の入り組んだブロック塀の撤去作業だと。そんなことから、多賀城市からそういったブロック塀の撤去作業の依頼を受けたところでございます。

ご質問の期限とか、あるいはどのぐらいの箇所があるかということでございますが、これについてはやはりあやめサミットで関係のあります伊豆の国市という静岡県の市ですが、そちらと長井市が担当することにいたしまして、期限はどのぐらいかかるかはやはりなかなかわからない状況でございますが、相当箇所がある。ただ、5人1組のチームで長井の場合は大体延べ100回ぐらい、それで1,000万円を限度として今回予算化をさせていただきました。

なお、今後の国から等の支援については、今の状況についてはわからない状況でございます。ですから努力はいたしますが、これが1,000万円、国から対象額として支援あるかどうかについては今のところ確定しておらないということで、1,000万円を限度としてさせていただく、そのようにお願いしているところでございます。

なお、これ以上の詳細については建設課長の方から答弁させたいというように思いますので、よろしくお聞きいたします。

○蒲生光男議長 松木 茂建設課長。

○松木 茂建設課長 安部議員のご質問にお答え申し上げます。

がれき撤去に係る数量関係のご質問でございますが、先ほど市長からもお答え申し上げました点を多少詳しく説明させていただきます。

多賀城市の都市計画課の方での調査によりますと、津波による被害以外の言ってみれば揺れに基づく被害のブロック塀等の損壊の箇所が約500カ所というふうなことでございます。その500カ所については、現在順次個別といたしますか、個人の申請に基づいて撤去を行っていくというふうなことでございました。

本市と、先ほど市長からございましたほかの市と手分けといたしますか、多賀城市の都市計画課の方の指示といたしますか、計画に基づいた順番で撤去をさせていただくというふうな予定をしております。

日数でございますが、先ほどもございましたが、1,000万円の限度の中でさせていただく予定でございますが、多賀城市としましては現在の量から想定しますと6月いっぱいぐらいですとある程度片づくんじゃないかというふうな見方をしておるようでございます。本市の時期的な見通しとしましては、現地に2班を入れるようにして、その2班によりまして撤去を1日3カ所前後、多少現場によっていろいろ対処違いますので、1日1班3カ所程度その処理ができるのかなというふうなことからしますと、6月中におおむね片づくんじゃないかというふうな多賀城市からのご意見もいただきながら、そういった計画をしているというふうなところでございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 11番、安部 隆議員。

○11番 安部 隆議員 この復旧支援というのは、必要性はやっぱりあるものだというふうに私も理解をしております。ただ、その中で、やはり今回行政で委託をするというところは、やはりボランティアのできないようながれき撤去

かなというふうに、私、感じるわけです。それで1,000万円を限度というようなことで、これを使い切れれば終わりだと、こういうような体制だというふうに思いますけども、やはりボランティアでやってる方々とかこうした行政が入ってやるというようなところのこの作業というものをもう少し丁寧というか、細かく説明いただきたいなというふうに私思いますので、これは答弁は要りませんから、後でその資料的をお願いをしたいというふうに思います。

やはりこのがれき撤去というのは、いろいろ問題になっています。国の管轄でやるのかどうなのかわかりませんが、やはり産廃と一廃の扱いというような問題が底辺にはあるのかなというふうに私ながら個人で思っておりますので、やはりこういったところについては行政が手を入れるというようなことは重機を伴うかわかりませんが、重機も入るのか、そういったことも含めもう少し詳しい資料等を出していただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○蒲生光男議長 松木 茂建設課長。

○松木 茂建設課長 お答えいたします。

先ほど舌足らずの点がございまして、1班体制の内容を申し上げます。多少の説明をつけ加えさせていただきたいと思っております。

1班での構成的には、先ほども申し上げましたけども場所によって大小ございますので作業員が3名から4名を見込んでおりまして、機械につきましては小型のバックホー、ダンプトラック2トン、これも小型と、資材関係の運搬用としてユニック車4トン、それから人員の輸送となります車、主にこのような機械、車等を使用しまして、1日1班につき大体3カ所程度処理したいというふうな予定をしております。以上でございます。

○蒲生光男議長 松木課長に申し上げますが、資料の提出はよろしいですか。

+

- 松木 茂建設課長 はい。
- 蒲生光男議長 じゃ、資料の提出をお願いいたします。
- 松木 茂建設課長 はい。じゃ、後ほど提出させていただきますと思います。
- 蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。
3番、江口忠博議員。
- 3番 江口忠博議員 6款の1項農業費でありますけれども、具体的なところで先ほど放射線への対策ということも少し耳に入ったのでございますけれども、具体的なところで少し教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 蒲生光男議長 那須宗一農林課長。
- 那須宗一農林課長 江口議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の補正予算でございますけれども、福島第一原子力発電所の事故に伴います放射線の飛散による農産物の状況について、長井市といたしましてもよりきめ細かい検査していこうというようなことで計画したものでございます。

県においては、ご存じのように地区ごとに分けまして検査を行っておりまして、その内容については県のホームページで紹介されておりますのでご承知のことと思います。

本市でも3月中に菜なポートの野菜等については検査を実施しておりまして、それ以降はどのようにしていくかというような対応について内部で検討いたしまして、5月以降、露地物が出てくる時期に合わせまして検査をしていくことといたしたところでございます。

検査の対象といたしましては、市内で生産された農産物を収穫期に合わせまして検査をしていこうというようなことでございます。

検査方法でございますが、毎月2回を予定しております。1回2品目で4品目でございますので、できる限り旬のものを対象として実施をしていきたい。民間の検査機関に要するにサンプル資料を送付して、実施していただくという

ような考え方をっております。

検査の内容でございますが、放射性物質のヨウ素131とセシウムの134、137というふうに考えております。

期間でございますが、今回補正で対応させていただきますのは、5月末から9月までの9回を実施したいというふうに考えております。ただ、原子力発電所の終息状況等を勘案しながら弾力的な対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

事業費といたしましては検体の購入費、あと役務費は検査の手数料等でございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 ありがとうございます。

今、県のホームページでも放射線量の測定値というのが公表されているわけですが、実は友人がある長井市内の地点でありますけれども独自に放射線を測定した結果が出ました。その結果においては、県の発表よりも1けた高いのでありまして、というのは放射線値を測定する場所の加減なんでありましよう、高さの問題です。県レベルですと置総もそうですけれども随分高いところにありますが、友人が測定したのはちょうど子供の頭の高さほど、1メートルから1メートル20センチほどの地点で測定しますと1けた高い数値、昨日0.18マイクロミリシーベルトという数値が出ました。これは公表されている県のホームページよりもやっぱり1けたぐらいは高い数字でありまして、これが市民の方々さまざまな方法を駆使しまして、それぞれ自分で測定値を求められて測定を始められております。

そのときに、市民の方々の不安を決してあおるわけではないんですけども、行政当局としてはどのレベルが長井市としての測定としては、土壌も含めまして安全というふうに宣言していただけるものがあるかどうか。これ非常に原発

問題はこれから長くかかると思いますし、非常に微妙な数字でもあると思うんですけども、市民の方々それぞれがばらばらに不安に思っているところを、ぜひこれからは当局の方で安全をどこかで担保してあげないといけないんだろうという思いがありますので、それにつきましても野菜、農作物への放射線物質の付着の問題もそうですけども、土壌、あとは放射線量の問題、この辺はちょっと長くかかると思います。答弁の方はあえて求めませんが、非常に長く長くかかる問題でありますので、これからの補正も含めまして予算については柔軟に対応していただければということをお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

5番、小関秀一議員。

○5番 小関秀一議員 今、江口議員が質問されたことと関連するわけですが、その安全を担保すると生産者もですし、市内の消費されてる方、市民の方々が暮らすに安心して暮らせるその担保という意味で農産物の放射線を検査するというようなことについては私も賛成であります。これをどういうふうに発表するのか。公開の方法なりについて、慎重を期すべきというふうに私も心配もするし、これは公のところで測定をするわけですので、絶対公表をしていくということだとは思いますが、さっき江口議員がおっしゃったように基準値の問題も含めて発表していかないと、要らぬ誤解なり不安をあおる部分も出てくるのかなというふうに思いますので、その辺もちょっと公開の方法についてお聞きをしたいと思います。

○蒲生光男議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 小関議員の質問にお答え申し上げます。

結果の発表の方法でございますが、基本的には市のホームページの上で発表してまいりたい

というふうに考えているところでございます。

いわゆる基準値については、報道等でご存じのように放射性ヨウ素が暫定規制値といたしましては野菜類が2,000ベクレル／キログラムですか、あと放射性セシウムが野菜、穀類などでは500ベクレル／キログラムというふうになっております。いずれもこの基準値についても皆さんにPRしながらというふうに考えております。そのようなことで、市民の皆さんに安全安心だということを確認いただくということも大きな目的でございますので、そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

○蒲生光男議長 ほかにございませんか。

13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 先ほどの多賀城のがれきの関係で少し整理をさせていただきたいんですけども、これは現時点では求償の対象にはならないかもしれないということのお話が市長からあったわけです。とすると、今回のこの支出というのは、フラワー都市協が母体になった災害都市協定によるいわゆる作業に対する支出なんだと。だから求償を求めなくても、市としてお互いに協定に基づいてこれくらいは支出をしていきたいと思いますというのでこの整理をするということになるのかどうか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋議員のご指摘のとおり、これは災害協定に基づく内容になります。災害協定では、支援した費用については支援側がすべて負担するというようになっております。そんなことから、今回は1,000万円を限度額というふうにさせていただいたんですが、なおやはりこのたびの震災については特別な災害でございますので、国から通常のルートでは出ないんですけども、多賀城市の方で配慮していただけるという場合にはいただく場合もあるのかなと。ただし、それ

+

は余り期待できないんじゃないかなということ
で今のところ考えているところでございます。
以上でございます。

○蒲生光男議長 ほかにございませんか。

9番、町田義昭議員。

○9番 町田義昭議員 ことし道照寺平スキー場
が休みということで、ましてやとんでもない大
雪だったということで、雪による損害が生じた
ということだと思いますけども、ことしの冬も
いま1年休むことになるわけですね、道照寺平。
ことしは開業ですか、そうですか。

そういうことで、二度と繰り返すことはない
んでしょうけれども、全然あそこの建物は安全
だったというように教育委員会の方では認識し
てたんでしょうね。その点についてお聞かせを
いただきたい。

○蒲生光男議長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 町田議員の質問に
お答えをいたします。

道照寺平コミュニティセンターにつきましては
は、道照寺平スキー場促進協議会の方に保守点
検関係を委託をしております。協議会の方では
数回の点検を行って、1月30日に積雪状況の確
認をしたところ、まだ大丈夫だということで判
断をいたしまして、その後、2月7日に屋根の
雪のおろしと、あとセンターの周辺の雪を除雪
するというようなことで山に登ったところ、ヒ
ュッテの正面入り口並びにその右側の屋根が壊
れていたということで、教育委員会の方に報告
があったところであります。その後、除雪等を行
って、緊急に措置をさせていただいたところ
であります。

そのようなことで大変な大雪で、こちらとし
ても点検の回数がちょっと少なかったのかなと
いうことで反省をいたしているところでござい
ます。以上です。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので質疑を終
結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 討論もないので採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり決するに賛成の
議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。よって、
議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再
開は午後1時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、午前に引き続き
会議を再開いたします。

日程第12 議案第51号 長井市監 査委員の選任について

○蒲生光男議長 次に、日程第12、議案第51号
長井市監査委員の選任についての1件を議題と
いたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第51号 長井市監査委員の
選任についてご説明申し上げます。

本案は、大沼 久議員を議会から選任する監
査委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるも
のでございます。よろしくご同意賜りますよう
お願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大沼 久議員の退席を求めます。

(14番大沼 久議員退席)

○蒲生光男議長 本案は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し採決をいたします。

議案第51号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。よって、議案第51号は、原案に同意することに決定いたしました。

大沼 久議員の復席を求めます。

(14番大沼 久議員復席)

○蒲生光男議長 大沼 久議員に申し上げます。

あなたを監査委員に選任することに同意いたしましたので、告知いたします。

日程第13 置賜広域行政事務組合 議会議員の選任について

○蒲生光男議長 次に、日程第13、置賜広域行政事務組合議会議員の選任についての1件を議題といたします。

置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、議長及び議員2名の3名を選任することになっておりますので、議長を除く議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては

は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

置賜広域行政事務組合議会議員に、13番、高橋孝夫議員、15番、小関勝助議員をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました高橋孝夫議員、小関勝助議員を置賜広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました高橋孝夫議員、小関勝助議員が置賜広域行政事務組合議会議員に当選されました。

当選されました2名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

+

日程第14 西置賜行政組合議会議員の選挙

○蒲生光男議長 次に、日程第14、西置賜行政組合議会議員の選挙を行います。

西置賜行政組合同規約第6条の規定により、議員4名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定いたしま

した。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

西置賜行政組合議会議員に、4番、今泉春江議員、6番、竹田博一議員、7番、我妻 昇議員、12番、渋谷佐輔議員をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました今泉春江議員、竹田博一議員、我妻 昇議員、渋谷佐輔議員を西置賜行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました今泉春江議員、竹田博一議員、我妻 昇議員、渋谷佐輔議員が西置賜行政組合議会議員に当選されました。

当選されました4名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第15 置賜広域病院組合議会議員の選挙

○蒲生光男議長 次に、日程第15、置賜広域病院組合議会議員の選挙を行います。

置賜広域病院組合規約第5条の規定により、議員3名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

置賜広域病院組合議会議員に、8番、大道寺信議員、10番、佐々木謙二議員、16番、蒲生光男をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました大道寺 信議員、佐々木謙二議員、蒲生光男を置賜広域病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました大道寺 信議員、佐々木謙二議員、蒲生光男が置賜広域病院組合議会議員に当選されました。

当選されました3名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

○蒲生光男議長 これをもって平成23年第3回長
井市議会臨時会を閉会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

午後 1時09分 閉会

会議録署名議員

議長 蒲 生 光 男

1 番 赤 間 泰 広

2 番 梅 津 善 之

3 番 江 口 忠 博

+